

2020年5月29日
一般財団法人若葉台まちづくりセンター

新型コロナウイルス感染症対策緊急事態宣言解除に伴う当センターの対応について

当センターでは、標記緊急事態宣言が5月25日（月）に解除されたことに伴い、6月1日（月）より、従業員を含めた安全確保のため、感染防止対策を継続しつつ、下記のとおりに対応とさせていただきます。

お客様、お取引先の皆さまには大変ご不便及びご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 窓口業務

通常時の窓口業務（8時30分から17時30分まで）とします。

2 勤務体制

引続き職員の一部在宅勤務を継続します。

3 マンション管理業務

総会、理事会、各種委員会等については、感染防止対策を徹底させて頂いた上で出席をさせて頂きます。徹底できない場合は、お断りさせて頂く場合があります。

また必要に応じてオンラインを活用させて頂きます。

4 お客様へのお願い

当センターへご用件がある場合は、できるだけお電話やメール、郵送をご活用いただきますようお願いいたします。ご来社される場合は、事前の検温、手指消毒、マスク着用をお願いいたします。状況によってはお断りする場合があります。37.5℃以上の熱があるなど体調に不安がある場合はご来所をお控え頂きますようお願いいたします。

また対応にお時間をいただく場合等がございますので、その点あらかじめご容赦くださいますようお願いいたします。

地域の皆様との会合等については、感染防止対策を徹底させて頂いた上で出席をさせて頂きます。徹底できない場合は、お断りさせて頂く場合があります。

※上記内容は、状況に応じて変更する場合があります。

以上